

## 院外処方せんの一般名処方運用開始についてのお知らせ

2018年9月3日（月）より、当院で発行する院外処方せんは、一部の薬剤に対して“一般名処方”の記載に変更いたします。

### 一般名処方とは？

処方せんには調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名（有効成分の名称）で記載している場合があります。

このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。

厚生労働省が示している、一般名処方の標準的な記載方法は、次のとおりです。

**【般】** + 「一般名」+ 「剤形」 + 「含量」

例) これまでの処方	○○○○○錠 60mg	3錠	1日3回毎食後	7日分
	↓			
一般名処方	<b>【般】</b> △△△△△錠 60mg	3錠	1日3回毎食後	7日分

一般名処方記載された処方せんを受け取った場合、有効成分が同一である医薬品が複数（先発医薬品やジェネリック医薬品）あれば、薬剤師と相談して、患者さん自身が選ぶことができます。

※詳しくは、厚生労働省ホームページ「ジェネリック医薬品の使用促進について」をご参照下さい。

<保険薬局の方へ>

当院の処方箋を応需していただきありがとうございます。

当院では、一部の薬剤に対して、2018年9月3日（月）より、一般名処方の運用を開始いたします。つきましては、患者さんへのご対応とご相談・ご説明をお願い致します。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

近畿中央病院 薬剤部